

酒田市要保護児童対策地域協議会について

1. 要保護児童対策地域協議会とは

児童福祉法25条の2に規定される「地域ネットワーク推進」のための協議会。

要保護児童等の早期発見や適切な保護について、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携を図るための「子どもを守る地域支援ネットワーク」。

児童虐待予防の観点から、協議の対象は要保護児童だけでなく、特定妊婦や要支援児童やその保護者へ拡大されている。

2. 要保護児童・要支援児童・特定妊婦とは

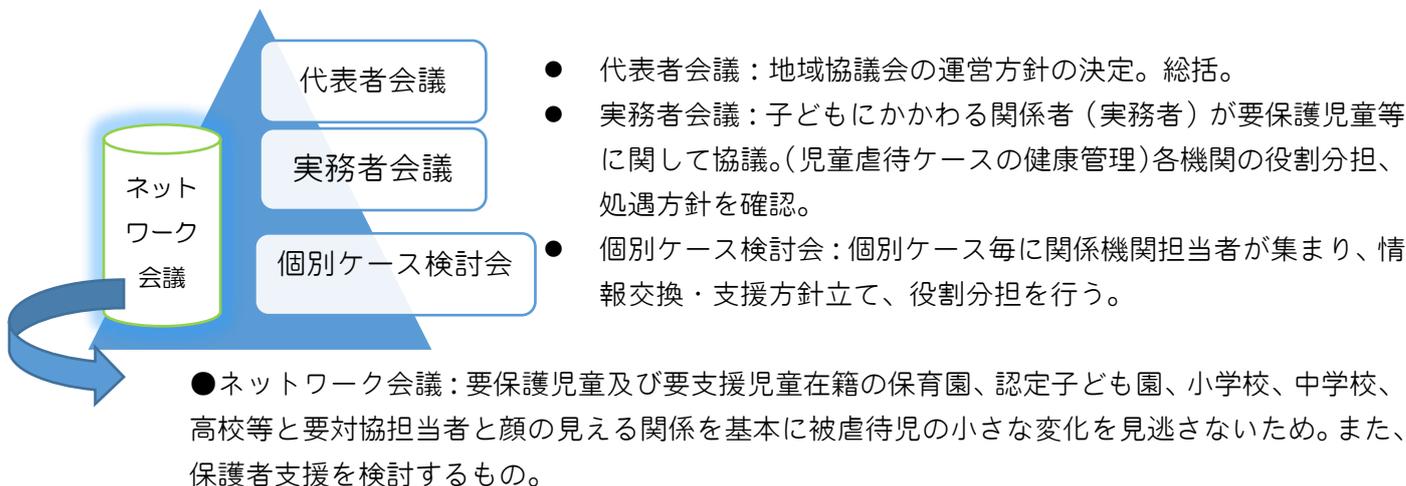
児童福祉法6条の3に以下のように規定されている。

要保護児童：「保護者のいない児童又は保護者に監護させる事が不相当であると認められる児童」虐待を受けた児童や非行児童（く犯行為）など。

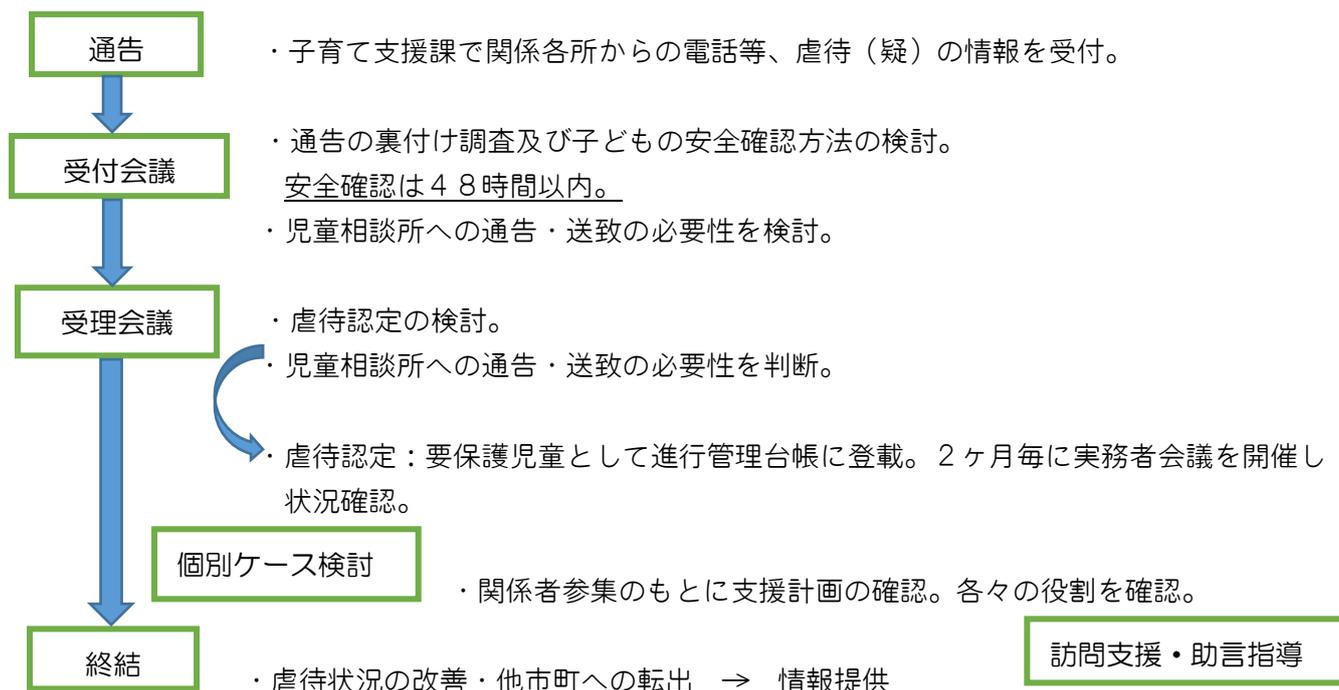
特定妊婦：出産後の養育について、出産前において支援を行う事が特に必要と認められる妊婦

要支援児童：「乳児全戸訪問事業、その他により把握した、保護者の養育を支援する事が特に必要と認められる児童、及び保護者」（要保護児童を除く）

3. 酒田市要保護児童対策地域協議会のしくみ



4. 酒田市の児童虐待対応



《児童虐待相談件数》

区 分		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
○件数		44		25		21		15		35	
○児童相談所送致等		4		1		2		1		12	
対応別	経過観察・助言指導	0		0		0		0		0	
	一時保護	4		0		1		1		12	
	措置	0		0		0		0		0	
○相談・助言等（子育て支援課等）		40		24		18		14		23	
		通告・相談	認定								
○対象児童数		96	44	53	25	41	21	31	15	47	35
男女別	男児	43	19	25	10	23	15	13	6	23	16
	女児	53	25	28	15	17	6	18	9	23	19
年齢別	0～3歳未満	17	10	16	5	17	9	6	4	14	11
	3歳～就学前	19	7	13	7	11	4	13	5	7	7
	小学生	22	8	9	3	6	5	8	4	14	8
	中学生	27	14	12	8	5	2	4	1	8	7
	高校生等	11	5	3	2	1	1	0	1	3	2
虐待別	身体的虐待	31	21	9	8	8	6	3	2	25	18
	ネグレクト	33	15	26	11	20	9	13	9	7	3
	心理的虐待	32	8	18	6	12	6	15	4	13	13
	性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
虐待者続柄	実父	35	17	17	7	9	8	13	3	27	22
	実父以外の父	6	2	1	0	0	0	0	0	4	3
	実母	51	25	35	18	31	13	16	11	13	10
	実母以外の母	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他（同居の親族等）	4	0	0	0	0	0	2	1	1	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0